

航空局安全部安全政策課長

## 危険物の取扱いに係る業務の規程の審査要領

### 1. 目的

本要領は、運航規程審査要領細則（平成12年1月28日空航第78号）第2章15-2-4、第3章15-2-4及び第4章15-2-4に基づき、本邦航空運送事業者（以下「事業者」という。）の定める危険物の取扱いに係る業務の規程の審査を行うに当たって必要な細目的事項を定めることを目的とする。

なお、この要領の一部が適用できない場合又は他の方法によることが適当であると認められる場合には、他の同等な方法によることができるものとする。

### 2. 用語の定義

本要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「輸送許容物件」とは、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）（以下単に「規則」という。）第194条第1項第10号に掲げる物件（同項第1号から第9号までに掲げる物件を除く。）及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和58年運輸省告示第572号）（以下「爆発物等告示」という。）別表第1の品名の欄に掲げる物件をいう。
- (2) 「包装物」とは、輸送許容物件並びにその容器及び包装の総体（爆発物等告示第1条第9項に規定する混合包装を含む。）をいう。
- (3) 「放射性輸送物等」とは、放射性輸送物（放射性物質等が収納され、又は包装されているものをいう。）、オーバーパック又はこれらが収納されているコンテナをいう。
- (4) 「包装物等」とは、包装物及び放射性輸送物等をいう。
- (5) 「ラベル」とは、爆発物等告示第14条、第16条、第23条第4項及び第24条第4項に規定するラベル並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成13年国土交通省告示第1914号）（以下「放射性告示」という。）第22条及び第25条に規定する標識をいう。
- (6) 「表示」とは、爆発物等告示第15条、第16条及び第23条第4項に規定する表示並びに放射性告示第22条及び第25条に規定する表示をいう。

### 3. 運航規程（附属書を含む。以下同じ。）に規定する内容

- (1) 貨物として危険物を輸送しない事業者

- 1) 危険物を受託しないための手順が定められていること。
  - 2) 搭乗者が身につけ、携帯し、又は携行することが禁止される危険物の情報について、以下の事項が定められていること。
    - ①以下の時期に、旅客に対し文字又は画像等を使用して書面、口頭又は電子的方法により周知すること。なお、航空券の購入又は搭乗券の発券が航空運送事業者又は航空法第133条に規定する航空運送代理店業を介さず旅客自身により完了する場合は、旅客が当該情報を認知したことが確認できるようシステム上の措置を講じること。
      - i. 航空券販売時（航空法第133条に規定する航空運送代理店業を通じて販売する場合を含む。）。ただし、販売時の周知が困難な場合は、搭乗券発券時より前の時期。
      - ii. 搭乗券発券時。ただし、搭乗券が発券されない場合は、航空機搭乗前。
    - ②航空券が発券される場所（空港以外の場所において発券される場合を含む。）、搭乗券が発券される場所、手荷物を預ける場所（空港以外の場所において預ける場合を含む。）及び航空機に搭乗する場所等において搭乗者に対し視覚的な例を含めて効果的に周知すること。
  - 3) 搭乗者が身につけ、携帯し、又は携行する物件であって爆発物等告示別表第18で定めるものに関する情報を、搭乗券発券前にウェブサイト等を利用する方法により周知することが定められていること。
  - 4) 「航空法施行規則第194条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」の2、3及び4で規定された報告を行うための手順が定められていること。
- (2) 貨物として危険物を輸送する事業者
- 1) 危険物の受託の方法として、以下の事項が定められていること。
    - ①危険物に分類される社用品を含む無申告危険物及び誤申告危険物の識別及び拒否のための手順。
    - ②チェックリスト又はこれに相当するもの（以下「チェックリスト等」という。）を使用し、以下の事項を確認すること。
      - i. 爆発物等告示に定める技術上の基準に従った適切な梱包、包装物の表示及びラベルの貼付がなされ、書類が作成されていること。また、規則第194条第2項第5号の規定による国土交通大臣の承認を受けて輸送する物件にあっては、承認書が輸送の書類に添付されていること。
      - ii. 放射性物質等は、放射性告示に定める技術上の基準その他の基準に従って、適切な梱包、表示及びラベルの貼付がなされ、書類が作成されていること。なお、規則第194条第2項第2号の規定による国土交通大臣の確認を受けて輸送する物件にあっては、確認書が輸送の書類に添付されていること。
      - iii. 包装物等は漏えい及び損傷がないこと。
      - iv. 包装物等は、旅客機で輸送することが許容されていること、又は、貨物機に限り輸送が許容される場合は爆発物等告示第14条第2項の規定による第3号様式

若しくは放射性告示第 22 条第 5 項の規定による第 6 号様式が貼付されていること。

- v. 包装物等に収納されている危険物について、爆発物等告示別表第 1 に掲げる品名、分類番号（又は区分番号）、国連番号（又は識別番号）及び包装等級（適用される場合）又は放射性告示第 22 条第 7 項の表に掲げる輸送物固有の名称及び国連番号が特定されていること。
- vi. 輸送の書類に必要な情報（内容物により、又は、航空輸送物であることにより追加で必要となる情報を含む。）の全てが記入されていること。
- vii. 危険物を含むコンテナ又は航空機用 ULD を受託する場合は、以下のいずれかに該当すること。
  - a. 放射性物質等の輸送容器として使用するコンテナ
  - b. 日用品を含むコンテナ又は航空機用 ULD
  - c. ドライアイスを含むコンテナ又は航空機用 ULD（生物由来物質（カテゴリ B）又は日用品以外の危険物が含まれていない場合に限る。）
  - d. 磁性物質を含むコンテナ又は航空機用 ULD

③②の i. 及び ii. に規定する書類の写しを、輸送中に地上において参照できるよう適切に保管すること。

④チェックリスト等には、確認した者を特定できるよう適切な措置を講じること。

⑤チェックリスト等は、当該貨物を輸送した日から起算して 3 月保管すること。

2) 情報の提供について、以下の事項が定められていること。

①搭乗者が身につけ、携帯し、又は携行することが禁止される危険物の情報について、以下の事項を定めること。

- i. 以下の時期に、旅客に対し文字又は画像等を使用して書面、口頭又は電子的方法により周知すること。なお、航空券の購入又は搭乗券の発券が航空運送事業者又は航空法第 133 条に規定する航空運送代理店業を介さず旅客自身により完了する場合は、旅客が当該情報を認知したことが確認できるようシステム上の措置を講じること。

- a. 航空券販売時（航空法第 133 条に規定する航空運送代理店業を通じて販売する場合を含む。）。ただし、販売時の周知が困難な場合は、搭乗券発券時より前の時期。
- b. 搭乗券発券時。ただし、搭乗券が発券されない場合は、航空機搭乗前。

- ii. 航空券が発券される場所（空港以外の場所において発券される場合を含む。）、搭乗券が発券される場所、手荷物を預ける場所（空港以外の場所において預ける場合を含む。）及び航空機に搭乗する場所等において搭乗者に対し視覚的な例を含めて効果的に周知すること。

②搭乗者が身につけ、携帯し、又は携行する物件であって爆発物等告示別表第 18 で定めるものに関する情報を、搭乗券発券前にウェブサイト等を利用する方法により周知すること。

③貨物を受託する場所において、荷主等（貨物利用運送事業者を含む。）に危険物に関する注意を促すため、荷主等が見えやすい箇所に十分な数の危険物の輸送に係る情報を目立つように表示すること。当該表示は、電池を含む危険物の例が分かりやすいものであること。

3) 危険物の保管の方法として、以下の事項が定められていること。

①区分 4.1 の自己反応性物質および区分 5.2 の有機過酸化物を含む包装物又は航空機用ULDは、輸送中、直射日光を避け、輸送行程において全ての熱源から遠ざけられ、通気の良い区域で保管すること。

②放射性輸送物等は、放射性告示第 12 条に従って保管すること。

4) 危険物の積載の方法として、以下の事項が定められていること。

①規則第 194 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる物件を除き、危険物を乗組員室又は旅客機の客室に積載しないこと。

②放射性輸送物等を輸送する場合は、放射性告示及び「放射性物質等の輸送規制について」に従って積載すること。

③爆発物等告示第 18 条第 1 項に従って積載し、包装物の表示及びラベルに応じた取扱いをすること。また、同条第 3 項及び第 4 項に従って、危険物の隔離要件に従った積載が行われること。

④受託後の取扱い中に汚損等のラベル等（爆発物等告示第 2 号様式から第 4 号の 4 様式まで、第 4 号の 5 様式、第 7 号様式及び第 8 号様式並びに放射性告示第 1 号様式から第 4 号の 2 様式まで、第 5 号の 2 様式及び第 6 号様式に限る。以下この号において同じ。）の不具合を発見した場合は、適切なラベル等に替えること。

⑤その他、国際民間航空条約付属書 18 を補足する技術指針の第 7 部第 2 章の積載基準に従い積載すること。

5) 航空機の出発前に機長に対して、書面により、以下に示す危険物に係る情報を通知するよう定められていること。また、同じ情報を当該機の運航管理の責任を有する担当者（運航管理者等を含む。）に通知するよう定められていること。それらの書類は、当該貨物を輸送した日から起算して 3 月保管しなければならない。

①飛行日

②航空貨物運送状番号（航空貨物運送状が発行されている場合に限る。）

③品名（特別規定 A144 を適用する場合には、「Aircrew protective breathing equipment (smoke hood) in accordance with Special Provision A144」を追記すること）及び国連番号（又は識別番号）

④危険性の分類番号（又は区分番号）、副次危険性を示す分類番号（又は区分番号）（副次危険性を有する物件を輸送する場合に限る。）及び隔離区分（火薬類を輸送する場合に限る。）

⑤包装等級

- ⑥包装物等の個数及び包装物等の正確な積載場所（放射性物質等にあっては、放射性輸送物等の個数、第三類貨物等の分類、輸送指標（適用される場合に限る。）及び正確な積載場所）
  - ⑦各包装物等に収納されている危険物の正味量又は総量（適用される場合に限る。）。ただし、同一の品名及び国連番号の危険物を収納した複数の包装物等にあっては、各搭載位置における当該危険物の最大量及び最小量。また、日用品については、各包装物の総質量又は平均総質量
  - ⑧貨物専用機によって輸送しなければならないものであるか否か
  - ⑨包装物等を降載する空港等
  - ⑩当局から輸送に係る特別な承認を受けていること（適用される場合に限る。）
  - ⑪機長に提供された情報と同じ情報を飛行中現地管制機関等に提供できる電話番号（航空運送事業者が、機長に対し、不具合発生時に危険物の詳細に代えて電話番号を現地管制機関等に提供することを認めている場合に限る。）
  - ⑫搭降載監督者等が、航空機又は航空機用ULDに積載された包装物等に漏えい及び損傷が無いことを確認した旨（当該航空機用ULDからの漏えいが無いことの確認を含む。）
- 6) 「航空法施行規則第194条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」の2、3及び4で規定された報告を行うための手順が定められていること。
- 7) 爆発物等告示第17条又は放射性告示第19条により書類の携行が必要な包装物等について、航空輸送中の危険物に係る事故等が発生した場合の緊急対応のために必要な情報を、常時速やかに利用できるよう定められていること。また、機長が当該情報を利用できるよう定められていること。
- 8) 危険物の漏えい及び損傷を防ぐとともに、漏えいした場合に対応するための手順として、以下の事項が定められていること。
- ①包装物等を航空機又は航空機用ULDに積載する前に、当該包装物等に漏えい及び損傷が無いことを確認すること。
  - ②航空機用ULDは危険物の漏えい及び損傷が無いことを確認した後、航空機に積載すること。
  - ③航空機又は航空機用ULDに積載されていた包装物等を航空機又は航空機用ULDから降載する際、漏えい及び損傷の形跡がないことを確認すること。漏えい及び損傷の形跡が発見された場合、当該包装物等又は航空機用ULDが搭載された航空機内部の位置を確認し、汚染状況を把握したうえで、あらゆる危険な汚染を除去すること。
  - ④病原を移しやすい物質を収納した包装物を輸送する際は、可能な限り最短となるよう経路を設定し、積み替えが必要な場合は積み替え中の物質に対する特別な注意、迅速な取扱い及び監視ができるよう予め措置を講じること。また、漏えいしていることを発見した場合、以下の処置を行うこと。
- a. 包装物の取扱いを避ける。または取扱いを最小限にとどめること。

- b. 当該包装物付近の貨物が汚染されている場合、当該貨物は他の貨物と隔離すること。
  - c. 適切な公衆衛生当局あるいは獣医当局に通報するとともに、人に危険を及ぼす可能性のある経由国についての情報を提供すること。
  - d. 荷送人及び荷受人に連絡すること。
- ⑤放射性輸送物等の引き渡しができない場合は、速やかに航空局安全部安全政策課長に報告すること。また、放射性輸送物等を輸送中の事故時の措置については、「放射性物質等の輸送規制について」別記5別添2に従って対応すること。

#### 附 則（平成27年5月8日 国空航第4号）

1. 本要領は、平成27年6月30日から適用する。

#### 附 則（平成28年12月12日国空航第7640号）

1. 本要領は、平成29年1月1日から適用する。
2. この要領の適用の際現に許可を受けている運航規程又は認可の申請をしている運航規程については、改正後の規定にかかわらず、平成29年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

#### 附 則（平成30年12月21日国空航第1936号）

1. 本要領は、平成31年1月1日から適用する。
2. この要領の適用の際現に許可を受けている運航規程又は認可の申請をしている運航規程については、改正後の規定にかかわらず、平成31年1月31日までは、なお従前の例によることができる。

#### 附 則（令和4年3月31日国空航第3149号）

1. 本要領は、令和4年4月1日から適用する。
2. この要領の適用の際現に認可を受けている運航規程又は認可の申請をしている運航規程については、改正後の規定にかかわらず、令和4年9月30日までは、なお従前の例によることができる。

#### 附 則（令和4年12月19日国空安政第2316号）

1. 本要領は、令和5年1月1日から適用する。
2. この要領の適用の際現に認可を受けている運航規程又は認可を申請している運航規程については、改正後の3.(1)及び3.(2)の規定にかかわらず、令和5年12月31日までは、なお従前の例によることができる。